

令和5年

第3回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年3月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第3回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第2回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年3月29日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
4番 曾我 憲司	5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵
7番 本間 多佳子	8番 皆川 光浩	11番 菅井 茂
12番 渡邊 悟	13番 笠原 尚美	14番 小林 章男
15番 見尾田 正行		

○推進委員

1番 渡邊 聡	2番 辻 繁雄	3番 圓山 徳明
4番 塩田 亨	5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則
8番 伊藤 剛栄	7番 小林 隆司	9番 齋藤 広範
10番 長谷川 政男		

3 欠席委員

○農業委員 9番 阿部 萬紀夫 10番 齋藤 瑞穂

○推進委員 11番 松崎 学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について
日程第8	議案第6号 下限(別段)面積の廃止について
日程第9	議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について

日程第10 議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について
報告第1号 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年3月定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。
本日の欠席委員は、9番 阿部委員、10番 齋藤委員の2名であります。
推進委員の欠席は、11番 松崎推進委員の1名で阿部であります。
それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。
14番 小林委員、1番 本田委員、2番 中村委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を14番 小林委員、1番 本田委員、2番 中村委員にすることに決定しました。
続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。
会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。
本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。
それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転が2件2筆、合計面積が693㎡です。
受付番号51番、寺社字藤堂(とうどう)、地目、台帳・現況がともに畑、地積381㎡です。
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。契約の内容は、総額で10万円の売買です。
この案件は令和4年4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は家庭菜園として農地を利用したい旨計画書が提出されております。
続きまして受付番号52番、布目、地目、台帳・現況がともに畑、地積312㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「労力不足」です。契約の内容は、総額20万円での売買です。
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。
最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者

より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。
ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号5番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が山口町二丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地積が133㎡、これを含めまして合計2筆で177㎡です。転用目的は、住宅建築用敷地造成です。

工事期間が令和5年5月10日から令和5年6月30日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

転用事由は、既存住宅の奥に長男家族の住宅を建築するために造成するものです。

許可基準は、先ほどの都市計画法に規定する用途地域であれば、造成工事でも許可可能であります。場所につきましては4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。水原地区、ケアハウスシンパシーから北側に100mほどに位置する土地で、周りは住宅に囲まれた場所です。

6ページは更正図です。申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

7ページは土地利用計画図・排水計画図です。

申請地177㎡と宅地の一部33㎡を足した210㎡を造成する計画です。

上下水道は、既存住宅側から接続、雨水については、西側の道路側溝に流れる計画です。

以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を
終ります

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報
告をお願いいたします。
4番 曾我委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員(曾我)

4番 曾我です。
先週農業委員4名、事務局3名で現地調査を行ってまいりました。
事務局の説明のとおりでございます。増設というところで、7ページをご
覧ください。左手の方の建設予定地なんです、現在 去年の畑を栽培して
いる様子が伺えましたが、今後また整地をして建設される予定です。
なお、雨水に関しては、左手の方にU字溝がありまして流れる予定なん
ですけれども両サイドには既にブロック塀があるため、両サイドの近隣には迷惑
がかからない状況も見てきました。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑
がございましたらお願いいたします。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついて、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがいまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書9ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号50番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のと
おりです。土地の所在が中島町、地目 台帳・現況がともに畑、地積 165
㎡です。転用目的は駐車場建設用地、資金計画は記載のとおりです。
工事期間が令和5年4月15日から令和5年5月31日まで。
農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「準住居地域」に
定められており、第3種農地となります。許可基準は、許可可能であります。
転用事由は、駐車場が手狭になったため、当該地に増台するものです。
場所につきましては、10・11ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国号 49 号の水原小学校入口交差点の近く、現在の駐車場と上下水道局の間にある土地です。

12 ページは、更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

13 ページは、平面図で、土地利用計画図と排水計画図を兼ねています。平面図の左側、既存駐車場の 2 台分のスペースを通路として右側の申請地へ乗り入れする計画です。雨水も側溝を設けて既存の側溝に接続の計画です。

続きまして、14 ページになります。

受付番号 51 番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のとおりです。土地の所在が中ノ通（なかのとおり）、地目、台帳・現況がともに畑、地積 411 m²です。

転用目的は個人住宅建設用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。

農地区分につきましては、申請地は住宅が連たんしている区域の農地であり、第 3 種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、現在、借家住まいしていますが、子どもが大きくなり手狭となったため、当該地を購入し住宅を建設するものです。

場所につきましては、15・16 ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、国道 460 号 中ノ通集落で荒川川を超えて南東方向に 200m ほど進んだ新発田市との境目に位置しています。

17 ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

18 ページは土地利用計画図で排水計画図も兼ねています。

駐車スペースは砂利敷きの予定で、これから免許を取得する子供もいるので予備駐車スペースも確保しています。雨水は地下浸透の予定です。

19・20 ページは平面図を添付しております。

続きまして、21 ページになります。

受付番号 52 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字後興野（うしろこうや）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 440 m²です。

転用目的は個人住宅建築敷地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 5 年 4 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第 3 種農地となります。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、現在、アパートに住んでおりますが、子どもも大きくなり手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建築するものです。

場所につきましては、22・23 ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、国号 49 号の旧道、やまぐち食堂から東側に 80m ほど進んだ場所に位置しています。

24 ページは、更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

25 ページは、平面図で、土地利用計画図・排水計画図も兼ねております。

雨水は浸透柵にて宅内処理の予定です。

26 ページは立面図を掲載しております。

続きまして、27 ページになります。

受付番号 53 番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字中道（なかみち）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 418 m²です。

転用目的は個人住宅建築敷地、資金計画は記載のとおりです。
工事期間が許可日から令和5年10月31日まで。
農地区分につきましては、申請地は住宅が連たんしている場所であることから、第3種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。
転用事由は、アパート暮らしをしておりますが、手狭になったため、父親の土地に住宅を建築するものです。
場所につきましては、28・29ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区、国号49号原町交差点から西側500mほどの場所に位置しております。
30ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。
31ページは、土地利用計画図、32ページは、排水計画図です。
雨水は集水桝を通して道路側溝に流す予定です。
33・34ページは建物平面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長 (見尾田) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
50番及び51番案件について、1番 本田委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員 (本田) 1番 本田です。50番案件についてなんですけども、3月23日に現地確認に行ってまいりました。13ページの平面図をご覧ください。図面の右側が新設の駐車場造成地にあたるんですけども、排水計画で駐車場と道路境目に排水溝がありまして、それを既存の排水溝に接続して、既存の排水溝から図面の上側にある道路の側溝に排水するという計画であります。また、隣地に関しましてもブロック等で区画を設けて管理するというので、特に問題ないと判断してまいりました。

続きまして、受付番号51番の案件なんですけども、こちら事務局の方の説明のとおりなんですけども、基本的には土壌浸透させるということなんですけども、建物に対して広い敷地面積があります。その中で土壌浸透させるということで、土壌の流出等で防止のため砕石等で、砕石等を敷くということで、こちら問題ないと判断されたので、ご報告いたします。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
続きまして、52番案件について、7番 本間委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員 (本間) 7番 本間です。3月23日に現地調査を行ってまいりました。
25ページの平面図を見ていただきますと基本的に事務局の説明のとおりであります。雨水の方も浸透桝ということで心配はないと思って見てまいりました。それから戻っていただいて24ページ647-1、647-2は畑でありましたが、647-1の畑の地主さんともよく話をされているようなので、そのへんも心配ないかと思って見てまいりました。なおも皆さまの慎重なる審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、53番案件について、4番 曾我委員より現地確認報告をお

(見尾田) 願いたします。

委員 (曾我) 4番 曾我です。53番案件でございますが、同日現地調査を行ってまいりました。事務局の説明のとおりでございます。雨水等に関しましては、32ページの左側小さくマス囲ってありますが、集水桝から土間排水を通し、外部のU字溝に流す計画になっております。また、その他につきましては、土壌浸水ここらは近隣等の間が広くそのへんは問題がなく、解決できるのかなというふうに見てまいりました。以上となります。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたら願いたします。
14番 小林さんどうぞ。

委員 (小林) 14番 小林です。ちょっと今後のためにお聞きしたいんですけども、先ほどの51番案件ですか、駐車場の件なんですけども、今後の参考にさせてもらいたいので、事務局の方にお聞きしたいわけなんですけど。当然農地とかそういう所に関しての駐車場という今まで排水計画の中で必ずそのある程度の面積があればその油よけの分離層を設けた中でその排水を落とすというような指導のもとでやってきたと思ってきたわけなんですけれども広い宅地、周りが宅地等とかそういった場合は、自然浸水でも構わないわけですか。

議長 (見尾田) 休会します。
それでは、再開いたします。
宮嶋局長

事務局 (宮嶋) ただいまのご質問の件について、ご回答させていただきます。
今回の場合、特に敷地等については、舗装等行うものでありませんので、今までの許可の状況を見てもですね、この程度であれば許可をしておいたというようなことで、私ども特に今回は特に問題が無いものと判断をいたしました。
ただ小林委員おっしゃるように当然面積とかさまざまな要件がございますので、その件につきましては、事務局の方でよく検討した上でですね、また委員の皆様にも基準のようなものをお示しできればと考えてございます。

議長 (見尾田) よろしいでしょうか。

委員 (小林) はい。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
その他質疑ございませんでしょうか。

委員 (齋藤) 3番 齋藤委員どうぞ。

委員 (齋藤) 3番 齋藤です。
52番案件について、ちょっとお聞きしたいことがあります。

24ページの更正図ご覧になってもらいたと思いますけど、申請地の番地が648-3番です。この隅切りに648-5というのがあります。見ると1坪か2坪くらいだと思います。上も横も見ると道路です。
なぜ、ここだけ残したのか道路に買収されたのか。

道路用地として買収されたものです。

事務局
(野崎)

はい。分かりました。

委員(齋藤)

その他質疑ございませんでしょうか。

議長
(見尾田)

(「なし」の声)

委員

質疑なしと認めます。お諮りします。

議長
(見尾田)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 齋藤係長 —

続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤係長、お願いします。

「議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明申し上げます。

事務局
(齋藤)

今月の受付状況は、所有権移転5件13筆、15,365㎡、賃貸借権設定58件263筆、301,167.47㎡、使用貸借権設定4件15筆、7,938㎡、農地中間管理権設定68件428筆、452,247.04㎡です。

はじめに所有権移転の案件です。35ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者です。

それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、駒林字諏訪原外1筆、2,003㎡、10a当り650,000円の売買です。

2番、上高関字新川、1,951㎡、3番案件と交換です。

3番、上高関字タハコ田、2,005㎡、2番案件と交換です。

4番、飯山新字道端、1,967㎡、10a当り520,000円の売買です。

5番、月崎字村浦外7筆、7,439㎡、10a当り600,000円の

売買です。

続きまして賃貸借権設定の案件です。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

37ページをご覧ください

1番、日ノ出町外3筆、1, 178㎡、10a当り22, 500円。

40ページ、8番、南沖山字川下外12筆、20, 705㎡、10a当り27, 000円。

45ページ、19番、大和外3筆、6, 549㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

20番、小浮字鳥尻、外5筆、6, 871㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

47ページ、23番、六野瀬字南外3筆、1, 894㎡、10a当り15, 000円。

48ページ、26番、小浮字加次免、589㎡、総額10, 000円。

27番、沖字腰回り外10筆、18, 673㎡、10a当り23, 700円。

49ページ、28番、市野山字大坪、2, 023㎡、10a当り22, 000円。

50ページ、32番、六野瀬字月待免、838㎡、総量コシヒカリ30kg。

33番、深町字中野地、1, 999㎡、10a当り23, 000円。

52ページ、37番、出湯字中谷地外4筆、5, 090㎡、10a当り10, 000円。

53ページ、38番、堀越字萱場、786㎡、10a当り20, 000円。

54ページ、42番、熊堂字村下外3筆、8, 067㎡、10a当り20, 000円。

55ページ、44番、庄ヶ宮字セキ下、1, 919㎡、10a当り21, 000円。

45番、里字金田野地外2筆、1, 489㎡、10a当り21, 000円。

46番、箸木免字高見外11筆、11, 536㎡、10a当り22, 000円。

56ページ、47番、堀越字石仏外11筆、6, 393. 37㎡、10a当り22, 000円。

58ページ、48番、箸木免字高見外15筆、16, 234㎡、10a当り22, 000円。

62ページ、54番、小松字十二道南外8筆、5, 518㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

63ページ、55番、堀越字萱場外16筆、11, 173㎡、10a当り20, 000円、22, 000円、23, 000円、25, 000円。

65ページ、58番、野田外1筆、4, 853㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

66ページ、60番、堀越字土木、2, 046㎡、10a当り21, 000円。

67ページ、62番、安野町外2筆、6, 707㎡、10a当り22, 400円。

63番、六野瀬字北郷1, 393㎡、10a当り10, 000円。

次に、使用貸借権設定の案件です。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

67ページ、18番、庄ヶ宮字家浦、75㎡。

68ページ、21番、大矢知字上谷地外7筆、5, 334㎡。

56番、堀越字中作外4筆、2, 164㎡

続きまして、農地中間管理権設定です。

これまで公社貸付については、県の公告により配分されていましたが、令和5年4月から公社借入と公社貸付が市の公告による一括方式となりました。

期間については、市が令和5年4月10日に公告をおこなうことから令和5年4月11日から令和5年4月10日までとなっております。

70ページをご覧ください。公社借入の案件です。

1番から93ページ34番まで、34件、久保字勝坂田外、213筆、226, 123. 52㎡。

続きまして、公社貸付の案件です。

94ページ35番から118ページ68番まで、34件、六野瀬字南郷外213筆、226, 123. 52㎡。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に、常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

ありがとうございました。

議長
(見尾田) 事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の33番から35番、38番、55番案件と使用貸借権設定の18番、56番案件の譲受人は3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であり、賃貸借権設定の51番から54番案件の譲受人は1番 本田委員が関係者であります。

また、農地中間管理権設定の42番、43番、67番案件の譲受人は11番 菅井委員であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員
異議がないようですので、そのようにいたします。

議長
(見尾田) はじめに、賃貸借権設定の33番から35番、38番、55番案件と使用貸借権設定の18番、56番案件を審議いたしますので、3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員退室 —

議長
(見尾田)

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、賃貸借権設定の33番から35番、38番、55番案件と使用賃貸借権設定の18番、56番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員

質疑なしと認めます。

議長
(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の33番から35番、38番、55番案件と使用賃貸借権設定の18番、56番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員

異議なしと認めます。

議長
(見尾田)

したがって、賃貸借権設定の33番から35番、38番、55番案件と使用賃貸借権設定の18番、56番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員入室 —

議長
(見尾田)

3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので続けます。

続きまして、賃貸借権設定の51番から54番案件を審議いたしますので、1番 本田委員の退室をお願いいたします。

— 1番 本田委員退室 —

議長
(見尾田)

1番 本田委員が退室されましたので、賃貸借権設定の51番から54番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員

質疑なしと認めます。

議長
(見尾田)

お諮りします。

賃貸借権設定の51番から54番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員

異議なしと認めます。

議長
(見尾田)

したがって、賃貸借権設定の51番から54番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1番 本田委員の入室をお願いいたします。

— 1番 本田委員入室 —

議長 (見尾田) 1 番 本田委員が着席されましたので続けます。
続きまして、農地中間管理権設定の4 2 番、4 3 番、6 7 番案件について審議いたしますので、1 1 番 菅井委員の退室をお願いいたします。

— 1 1 番 菅井委員退室 —

議長 (見尾田) 1 1 番 菅井委員が退室されましたので、農地中間管理権設定の4 2 番、4 3 番、6 7 番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員

質疑なしと認めます。

議長

お諮りします。

(見尾田)

農地中間管理権設定の4 2 番、4 3 番、6 7 番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、農地中間管理権設定の4 2 番、4 3 番、6 7 番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1 1 番 菅井委員の入室をお願いいたします。

— 1 1 番 菅井委員入室 —

議長 (見尾田) 1 1 番 菅井委員が着席されましたので続けます。
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員

質疑なしと認めます。

議長

お諮りします。

(見尾田)

先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長

異議なしと認めます。

(見尾田)

したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長
(見尾田)

続きまして、日程第7 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書は別冊になります。
議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について説明いたします。
このたび、阿賀野農業振興地域整備計画で、農用地利用計画の変更(除外)1件について、阿賀野市長から当委員会の意見を求められましたのでご審議願います。
複合商業施設の建設・市道拡幅のため除外をするものです。
これから阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 酒井農林企画係長から概要説明がありますのでよろしくお願いします。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 農林課 酒井農林企画係長 —

それでは引き続き、担当課の説明をお願いします。
農林課 酒井農林企画係長、お願いします。

農林課
(酒井)

議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見照会として、1件について意見を求めるものです。
3ページをご覧ください。
事業計画書は、●●●●●●●●です。中段をご覧ください。現店舗の老朽化が進んできたことなどを理由に新たな複合商業施設を建設するために必要な開発全体面積18,972㎡のうち10,240㎡について農用地区域から除外するものです。今回の事業計画の内容について説明いたします。
4ページをご覧ください。今回の計画は、食品スーパー、100円ショップ、ドラッグストア、テレビゲーム販売店及びそれに付随する駐車場等で構成される複合商業施設の建設、それに隣接する市道の拡幅となっています。
18ページをご覧ください。今回の計画の平面図となります。ピンク色の部分が建物を建設する部分となり、黄色及び水色については、駐車場スペースです。また、見にくいですが、図面手前側のグレーの部分が市道の拡幅部分となります。
20ページについては、市道の拡幅にかかる計画概要となっています。
次に、計画地の選定理由について、説明いたします。
7ページをご覧ください。計画地を含めた6つの候補地で検討した結果、周辺農地の農作業に支障を来たさないこと。周辺住民の生活に支障を来たさないこと。必要な面積を確保できることなどを考慮し、今回の計画地を設定しました。
21ページについては、今ほど候補地を図面に記載したのようになります。
次に、農用地区域外に伴う適合理由について説明いたします。
11ページをご覧ください。項目1で求められる農用地区域以外の区域内の土地を持って、買えることが困難なものでは、先ほど説明した通り、農振農用地区域外には、適当な土地が無いため計画地を選定しました。

12ページをご覧ください。項目2で求められる農用地の総合的な利用に支障を及ぼす恐れについては、農振農用区域外と隣接した土地であるため、営農や効果的な病虫害防除等への支障が生じる恐れはありません。

項目3で求められる農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れについては、認定農業者等の経営する一団の農用地への支障が生じる恐れはありません。

13ページをご覧ください。項目4で求められる農用区域内の施設の有する機能への支障については、計画地内の汚水については、既設の公共下水道施設を利用した処理を行う計画であるため、農用区域内の土地改良施設の有する機能や地域の用水に支障が生じる恐れはありません。

項目5で求められる農業に関する公共投資により得られる高揚の確保については、該当の事業はありません。

以上により、複合商業施設の建設及び隣接市道の拡幅のため農用区域の除外を行います。

議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付にかかる説明を終わります。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
事務局と担当課の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
7番 本間委員より現地確認報告をお願いします。

委員 (本間) 7番 本間です。今ほど農林課酒井さんより説明があった通りであります。雨水と下水排水施設等もきちんとされておりますので、問題ないかと思てまいりました。せっかく酒井さんがいらっしゃっているので、ご質問ある方はしていただければと思います。
なおも、皆様方の慎重なご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。
議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (見尾田) 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見書の交付について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長
(見尾田) 続きまして、日程第8 議案第6号 下限(別段)面積の廃止についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎) 議案書別冊をご覧ください。
議案第6号 下限(別段)面積の廃止について説明いたします。
令和4年4月1日に施行した下限(別段)面積の設定について、農地法第3条第2項第5号が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることにより、改正法の施行日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は適用されなくなるため廃止するものです。
施行日は令和5年4月1日です。
以上で、議案第6号 下限(別段)面積の廃止について説明を終わります。

議長
(見尾田) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第6号 下限(別段)面積の廃止について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第6号 下限(別段)面積の廃止について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
(「異議なし」の声)

議長
(見尾田) 異議なしと認めます。
したがいまして、議案第6号 下限(別段)面積の廃止について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 宮嶋局長 —

議長
(見尾田) 続きまして、日程第9 議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
宮嶋局長、お願いします。

事務局
(宮嶋) 議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、提案理由を説明させていただきます。議案書は本日配布させていただきました別紙となります。この度の案件は、3月17日の内示を受けまして、令和5年4月1日付けで配属される職員について、農業委員会等に関する法律第26条3項の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。
内容といたしましては、転入等ということで、局長 五十嵐明彦 前任課建設課。転出等 局長 宮嶋正憲 退職 ということであります。

以上のとおり配置したいと思いますので、同意くださるようお願い申し上げます。

議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事についての説明を終わります。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員 質疑なしと認めます。
議長 (見尾田) お諮りします。
議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員 異議なしと認めます。
議長 (見尾田) したがいまして、議案第7号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり同意することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

続きまして、日程第10 議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)についてを議題といたします。

なお、この案件につきましては、先般、事務局から追加議案として提出されたものであり、四役会議を経て、このたび審議をお願いするものであります。

事務局の説明をお願いいたします。

斎藤係長、お願いします。

(事務局説明)

事務局 (齋藤) 議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について説明申し上げます。議案書をご覧ください。前回の2月総会において、基準面積の一部変更について承認をいただきまして、県へ認定申請を提出しましたところ関係法令との修正による文言の修正がなされていないとの指摘事項がありましたので、該当のなるあっせん基準の3条の一部を変更するもので、内容につきましては、3ページをご覧ください。農業基盤整備促進法の改正により、農地利用集積円滑化団体関連を削ります。また、農地法施行例により第6条が第2条に変更となるものです。

以上議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。

(見尾田) 議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員
議長
(見尾田) 議長
(見尾田) 委員
議長
(見尾田) 事務局
(野崎)

よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 阿賀野市農地移動適正化あっせん基準の一部変更(案)について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

続きまして、日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

議案書の119ページをご覧ください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。
今日は48件あります。契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が3件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が40件、使用貸借権設定の解約が3件、中間の賃貸借権設定の解約が2件です。
解約事由の主なものでは、
中間管理権設定のための解約が121ページの250番、
123ページの255番、256番、257番、124ページの258番、259番、
125ページの260番、261番、126ページの262番、263番、264番、265番、
128ページの266番、131ページの274番、132ページの278番、
140ページの289番、142ページの290番です。
続きまして借り手の変更の解約が119ページの248番、
120ページの249番、285番、122ページの251番、252番、253番、
128ページの267番、268番、129ページの269番、270番、271番、
130ページの272番、273番、132ページの277番の一部、
134ページの279番、280番、281番、135ページの282番、
138ページの283番、139ページの287番、140ページの288番、
144ページの293番、147ページの295番、148ページの254番、286番です。
続きまして売買のための解約が132ページ277番の一部、
150ページの291番、151ページの292番です。
そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。
以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— 15時04分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年3月29日

議事録署名委員 14番 ⑩

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩

議 長
農業委員会長 ⑩